

戸籍の記録事項証明書（戸籍謄抄本）を請求する場合、どのような手続をする必要がありますか？

戸籍謄本は、本籍のある市区町村に以下の要領により請求する必要があります。

1 請求することができる方

- (A) 戸籍に記載されている本人，又はその配偶者（夫又は妻），その直系尊属（父母，祖父母等）若しくは直系卑属（子，孫等）
- (B) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方
（例えば，亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が，兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等）
- (C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- (D) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方
（例えば，成年後見人であった者が，死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため，成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等）

2 請求に必要なもの

(1) 上記 1 (A) の方が請求する場合

- ① 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの（運転免許証，パスポート，顔写真付きの住民基本台帳カード等）
- ② 直系親族に当たる方からの請求の際，請求された戸籍に請求者の名前が載っていない場合（例えば，婚姻によって親の戸籍から出て夫婦の新戸籍が作られた子が，親の戸籍の謄本等を請求する場合等）は，請求者が戸籍に記載されている「本人」の直系親族であることを確認できる資料（戸籍謄本等）
- ③ 1 (A) の方の代理人からの請求の場合は，1 (A) の方が作成した委任状

(2) 上記 1 (B) ～ (D) の方が請求する場合

- ① 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの（運転免許証，パスポート，顔写真付きの住民基本台帳カード等）
- ② 1 (B) ～ (D) の方の代理人からの請求の場合は，1 (B) ～ (D) の方が作成した委任状

※ 交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には，必要な説明を求めたり，追加の資料を求めることがあります。